

関水対協ニュース

(2013. 3. 18)

関東地方水質汚濁対策連絡協議会 会報 NO.40

富士川部会 水質事故対策講習会を開催しました（平成24年10月30日）

平成24年10月30日、富士川部会水質事故対策講習会を開催しました。講習会は2部構成で実施し、第1部は南部町農村環境改善センターのホールにて、水質事故発生時の通報における注意点や、油類及び化学物質等が河川に流出した際の注意点・対策技術の講習を行い、第2部では富士川支川福士川の河川敷（南部町福土地先）にて実地対策として、油類が流出した事を想定した流出拡大を防ぐためのオイルフェンス展張及びオイルマットの設置、そして化学物質等が流出した事を想定した原因物質を特定するための簡易水質調査を実施しました。

講習会には、山梨県、静岡県、南部町、市川三郷町、富士川町、身延町の自治体職員、防災エキスパート、甲府河川国道事務所職員及び維持工事業者ら約60名が参加しました。この講習会での経験を、水質事故が発生した場合のより迅速な対応に活かしていきたいと考えています。



室内講習会の実施状況



専門講師による講義(室内講習)



現地でのオイルフェンス設置状況



簡易水質測定実施状況

水質事故対策支援システム操作講習会を開催しました（平成25年1月10日）

水質事故対策支援システムは、水質事故が起きた際に迅速な情報伝達（共有）を行うことを目的に関東地方整備局管内の事務所、都県、政令指定都市向けに開発され、現在運用を行っています。

富士川部会においても山梨県と甲府河川国道事務所で運用を行っていましたが、富士川部会全体の試みとして静岡県・長野県にも試行的に活用していただくこととなりました。

これを機に、システム管理者を講師として招き各県の担当者を対象とした操作講習会を開催しました。

本システムの活用により、今後は富士川管内だけでなく二級河川等を含め従来よりもさらに迅速な情報伝達（共有）が可能になるものと期待されています。



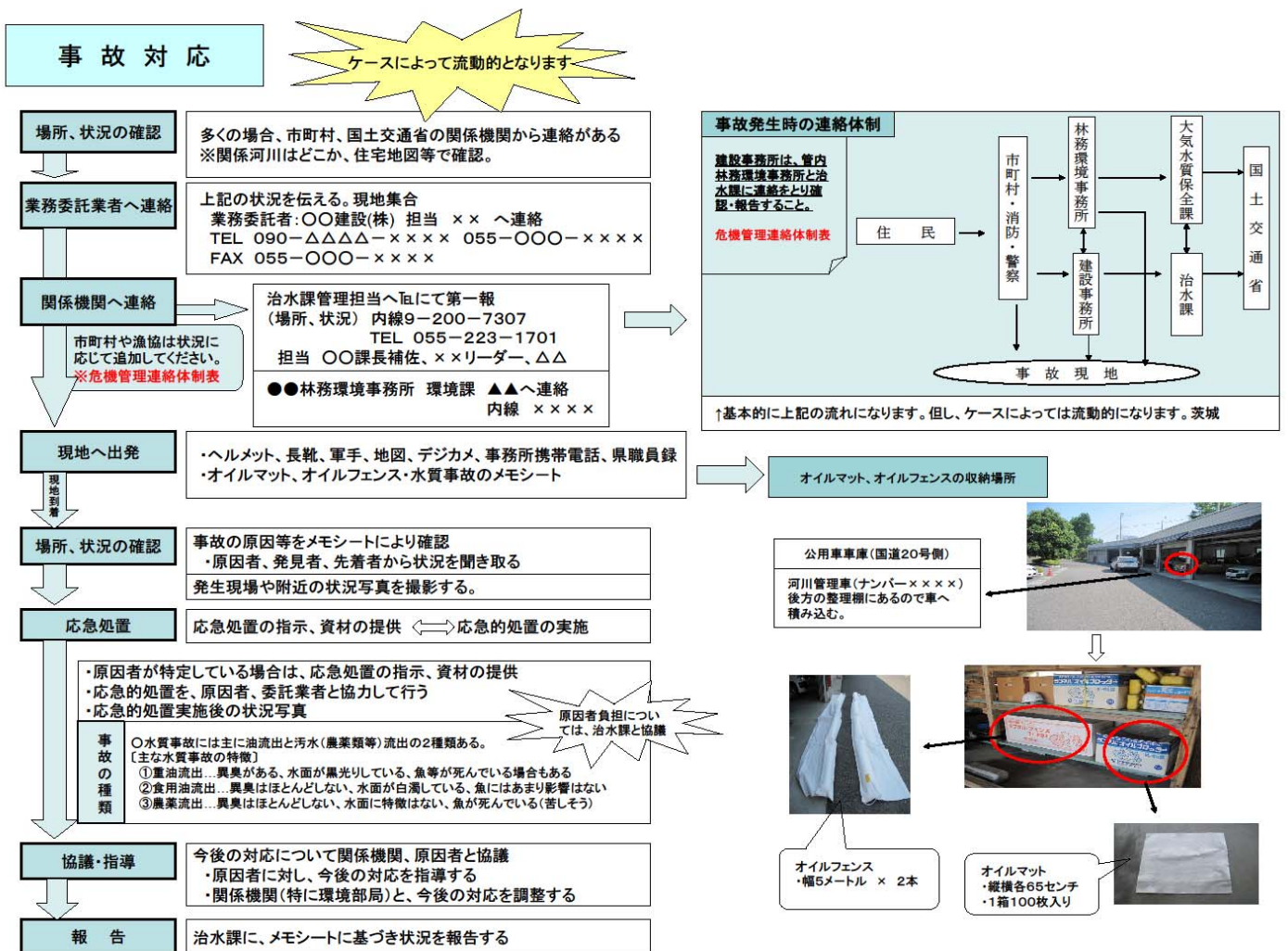
実施状況(甲府河川国道事務所災害対策室)

山梨県の水質事故対応について

河川管理者は、水質事故による被害を最小限に食い止めるため、安全かつ迅速に対応する必要があります。そのためには、国、県、市町村の関係機関が互いに協力し、原因物質や発生源の究明、汚染の拡大防止や解消などに努めることが大切です。

山梨県県土整備部では、事故発生時に職員が適切な対応ができるように、各事務所の状況に即した水質事故対応マニュアルを作成し、緊急時の混乱の軽減を図っています。

建設事務所の水質事故マニュアル



原稿協力：山梨県県土整備部治水課

第40号発行者

関東地方水質汚濁対策連絡協議会 富士川部会

(事務局 国土交通省関東地方整備局甲府河川国道事務所河川管理課)

〒400-8578

山梨県甲府市緑が丘一丁目10番1号 電話：055-252-8888 (直通)